

例となつてゐる位である。かゝるわけで原碑には「四夷館」とあるのを、特に「四譯館」と改めたのであると思ふ。また桑田氏は明の四夷館を萬曆四年に創設せられたと同じ個所に述べられてゐるが未だ據る所を知らない。更に魯密國は『明史』の魯迷で、明に入貢したのは嘉靖三年に始るから、其の以前に同國の人間が來たことは受け取れない。

いさ考へられてゐるらしいが、魯密の可馬魯丁・亦卜剌金の二人は、夙く元末に支那に來てゐたのであるから、必ずしも魯迷の明に入貢した年代を問題にする必要はなからう。私は桑田氏の論據だけでは、此の文を清朝人の偽作と信するに躊躇する。やはり王鑒の作としてよいと思ふ。

(二七) 卷三。

## 西陣撰糸仲買仲間の研究

——本庄博士『西陣研究』の批判——

澤 田 章

### 一 序 言

織物といへば何人も西陣を稱し、西陣といへば直に織物の代名詞の如くに人口に膾炙し、今日その聲價の遠く海外に迄及べる事は誠に我國の誇である。この西陣機業の起源に就いては古く奈良朝に遡るべきであるが、今日の盛況を見るに至つた由來は桃山時代以後江戸時代に於て非常なる發達

を遂げた結果である。

西陣機業の生産品は江戸時代の初期に於ては主として撰糸類であつた。色物類を盛に産出するやうになつたのは享保以後の事である。それ故西陣の生産品を取引する仲買を撰糸仲買商と稱した。

西陣には織屋組合が早くから出來て居て、この織屋組合より撰糸仲買に取引し、撰糸仲買より更に

第三者の手に渡つたのである。

西陣の織屋組合は後に公然株仲間を組織するに及んで高機織屋仲間と稱することゝなつたが、この以外、生高機織屋仲間、斜子織屋仲間、古帯織屋仲間、緞子織屋仲間、丹後島織屋仲間、茶苧島織屋仲間、天鷲絨織屋仲間、縮緬織屋仲間、精好平織屋仲間、練、片色、熨斗目三品織屋仲間等種々なる織屋組合が出来て、自然之に屬する仲買商も増加したのであつた。今茲には最古の仲買商たる撰糸仲買仲間に関する研究の一端を公にし、敢て大方の批正を仰がんと欲するのである。

## 二 仲買仲間成立年代

撰糸仲買仲間の成立せられた年代は何時頃であつたか、その正確なる事は未だ管見の及ばぬところであるが、既に延寶年中には立派に仲間が成立して居つて、年寄株のものが居た事だけは記録に徴するに足るものがある。然るに本庄榮治郎博士

の『西陣研究』<sup>五四</sup>には文政三年の「織物仲買古組々内申合定目」を引用し、其中に「享保十六年辛亥十二月相改候定目、明和三年丙戌十二月書添候定目の趣急度相守可申事」とあるに依つて、享保十六年（西曆一七三二年）には既に仲買の存在せしを見る事が出来るのであるが、事實仲買の存在は享保十六年どころでなく、もつと／＼古いのであつて、仲買が既に存在し、仲間を成立するに至つたのは少くとも延寶以前に遡ることが出来やうと思ふ。

延寶天和の交、仲買仲間の取引所として撰糸市場なるものが寺之内猪熊町並東之町にあつた。これは恐らく仲買仲間成立當時からのものであらう。然るにその後二三十年を経て寶永年中に至り、一般商況不振の爲に、兩町の市場もその影響を蒙つて五十餘の明店を生ずる状態となつた。是に於て町方のものは大に困迫を感じ、種々之が挽回策を

評議したる結果、新に仲買仲間を起すことに決し

撰糸仲買仲間の明店を借受けんことを交渉に及んだが、撰糸仲買仲間では此交渉に應じなかつたから、遂に兩町の町方と仲買仲間との間に格好を生ずることゝなつた。町方は仲買仲間に對して益々不穩の舉に出た。因つて仲買仲間は町方の處置を憤慨し、寶永二年中筋町なる西龜屋町、中宮町に二十ヶ年切替の契約を以て借家することゝして、茲處に撰糸市場を移轉したのである。

### 三 仲買仲間諸規定

撰糸市場が中筋町へ移轉せる以前の仲買仲間定目及びその他の諸規定は遺憾ながら之を知るに足るべき資料に接しないが、この市場移轉後從來の仲間定目を改正し、是迄行事のみであつたのを、初めて相談人の連衆を選ぶことになつたといふ事が記録に見えて居る。相談人の連衆といふのは加番の事であるのは、次に説明する所に依つて自か

ら明かであらう。

今、市場移轉後に於ける仲買仲間諸規定に就きて其概要を述べんに、仲間を南側北側の兩組に分ち、各加番一人、行事九人を定めたから、總べて加番二人、行事十八人で、二季交替の定であつた。二季とは七月朔日、十二月朔日とし、この秋季冬季の初に大寄會を催し、席上行事の交替を行つたのである。これを行事渡と稱した。この大寄會の宿坊には葎屋町下立賣上ル町眞教寺を以て之に充つるを例とした。尤も後年に至つては二季寄會の期日も七月下旬、正月下旬に變じ、宿坊も東山の靜阿彌、世阿彌等を以て之に充つることゝなつた。

偕大寄會開催に關して、宿坊並酒食萬端の設備は加番が幹旋の勞を執り、寄會の廻狀は南北兩組の二冊に分ち、各行事名九人宛を列記して仲間中に通知した。又寄會當日の役割も同じく南北兩組

何屋誰  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
何屋誰

以上

|    |    |
|----|----|
| 立關 | 立關 |
| 見銀 | 見銀 |
| 科  | 秤  |
| 入帳 | 入帳 |
| 物書 | 物書 |
| 目定 | 目定 |
| 箸給 | 箸給 |
| 仕  | 仕  |
| 酒支 | 酒支 |
| 吟物 | 吟物 |
| 加番 | 加番 |

以上 配味 何屋誰

第十二卷 研究 西陣撰糸仲買仲間の研究

第四號 一九（五三七）

たものを當番に引繼ぐのであつて、別に取立て、説明する迄もない事である。

右の大寄會席上、金銀買相場立を定むる目的はこの決定相場によつて半季毎の仕拂勘定をなす爲である。それ故この大寄會が濟んだ後、行事より仲間中へ廻文を出して、金達の分は差引して来る何日迄に請拂をせよ、又半銀殘のもの等もこの決定相場によつて清算すべき旨を通告することゝなつて居つた。

算用寄會といふのは仲間中に關する金銀入拂の總勘定をなすのであつて、南北兩行事が朝飯後、湊屋に集會する例であつた。この集會の席上、大寄會の諸入費を初め、その外、都べて仲間に係る諸方の書出を一纏とし、先づ加番(連衆と記す)に見せ、其上で行事中にて之を清算して本帳に淨書し、その淨書した本帳を更に連衆に見せて仕拂をする順序であつた。その外、店上ゲ衆と稱して閑

店せるもの、或は店入替、店所替するもの或は新に開店せるもの等のある場合は「店番附帳」を訂正し、店名札書を月行事に渡して、之を中筋町の市場に張出さしむることゝした。

行事役の中には月番行事を定めて、仲間の庶務を處理せしむることは何れの仲間にも同様であつたが、撰系仲買仲間には於ては用事の多い月には便宜當番行事の數を増すことがあつて、必ずしも月番行事の數が一定して居たわけなく、大體に於て其人數割を定め、その氏名は加番の許へ控へて置いたものである。即ち月番行事各月の人數は左の如し。

〔秋季〕 七月(四人)、八月(四人)、九月(三人)、

十月(三人)、十一月(四人)。

〔冬季〕 十二月(三人)、正月(三人)、二月(二人)、

三月(三人)、四月(二人)、五月(二人)、六月(三人)

月番行事の要務の主なるものは、日々金銀の相場

觸をなすことであつた。これは毎日兩替店にて金銀買相場を聞合せ、加番と相談の上、その日の相場を「金銀毎日相場帳」に記入し、別に觸板といふものがあつて、之に其日の相場を記し觸番二人に命じて仲間の店々へ觸れさすのである。この「金銀毎日相場帳」は半紙横綴三十枚乃至四十枚とし、表紙には干支年月を記し、裏表紙には單に行事と記し、卷頭には月番行事割人名が列記してある。而してこの相場帳並觸板は最終の月番行事より大寄會の當日加番に渡す定であつた。

それから毎年三月には店名札の張替といふことを行つた。これも加番に相談し、立會の上にて行つたものであるが、餘り變更のない場合は略することもあつた。次に二季大寄會の開催せらるゝ前月には口上書を仲間中へ廻し店借賃一店に付六箇月分、銀三拾匁宛を從來の格式通り店主へ仕拂ふ事、又絹屋方への仕拂金錢も是迄の格式によつて

行ふ事、その外開店のある場合はその店賃の割銀一店に付四匁五分、半店に付二匁二分五厘、近日行事より集金に出づる旨を通知するのが例であつた。尙ほ月次の會割の申觸とか、或は仲間中に苦情事あれば何事によらず、之を加番に通知したる上で處理することなどもあつたが此等は一々説明する必要はない。

仲間定目に就いては上述の如く中筋町へ市場移轉後改正せるものと、古來のものと双方共、大寄會の席上に於て讀んだものであることだけは明かであるが、其規定の内容は未だ管見の及ばぬところである。今日現存する所の仲間定目の最古のものは「享保二年丁酉七月吉日」と奥書のある。『撰糸仲買中定書』であらうと思ふ。之を後の寶曆、明和、安永頃の定書と比較するに、箇條の出入字句の小異はあるが、大體に於て殆んど同様である。因つて之より類推して中筋町へ市場移轉後改正せ

る定目なるものゝ内容は略ぼ想像することが出来るやうと思ふ。即ち享保二年奥書の定目は全十八ヶ條より成り(1)惣べて何事によらず公儀の法度を堅く守る事、(2)絹尺幅定之通り吟味して賣買する事、(3)仲間加入に關する事、(4)手代は十年以上勤續のものならでは仲間に加せしめざる事、(5)閉店の場合の事、(6)自今閉店又は店所替等は必ず行事へ斷り仲間帳に明記する事、(7)仲間中へ損銀掛くるものは定の通り仲間より除名する事、(8)會費其他仲間入用滯納のものは仲間より除名する事、(9)仲買中養子の場合には篤と吟味し店讓賣買に紛らはしき事を禁ずる事、(10)仲買中手代丁稚を召抱ふる場合は惣仲間中に於て少しにても申分あるものは無用たる事、(11)何事によらず仲間以外より交渉を受くれば先づ加番並行事へ通告し、自分一丁見を以て返答せざる事、(12)初めて絹買に來るものあれば前之賣主出入の有無

を調べ、既に他に取引先のあるものには賣らざる事、(13)毎日の金銀請拂は行事より通告せる觸相場による事、(14)店借主以外のものが店へ出づる事、又加番以外のものが仲間外のもの同道して店に出づることは無用たる事、(15)絹屋糸屋、地せり衆すべて直賣買をなすものあれば前々より定の如く行事へ通告する事、(16)手代中自分一箇人として地せり商を行ふものは、地せり仲間へ交渉したる上、相對にて行ふ事、(17)手代中始て店相續をなし、其後間もなくして之を半店となすべからざる事、(18)店借賃を滯納し並仲間有銀預り主が不埒の所爲ある時は其家元其手代より辨償する事等を規定し、以上の規定に違背するものは吟味の上沙汰に及ぶべしとある。更に安永八年改正の「撰糸仲買中定書」に就いて見るに、この定目は全十箇條より成り文句も餘程簡明になつて居るが、右に掲げた條項の重なるものは皆網羅されて

居る。前には一條項であつたものが、茲處には二項乃至三項を合して一條項としたものもある爲に勢減條と成つて居るやうな所がある。例へば前顯の(2)と(13)が合して一條項となり、又(4)と(9)と(17)とが合して一條項となつて居るやうな關係にある。只新たな條項としては賣買は常に正路に其他の商賣の妨とならざるやう心得べき事と織物代請拂の際、糸目又は直段違等にて爭論に及ぶは宜しからず向後は賣買の節直に通帳に記入し置、請拂之際異論なき様にいたすべき事且つ賣捌きの得意先に對しても同前たるべしとある二條のみである。

#### 四 新仲買仲間の成立

撰糸仲買仲間は所謂神樂講と稱したものであつたが、享保の末年に至り、新に天神講と稱する仲買仲間が成立するに及んで、この新組に對して從來の神樂講は古組と稱することゝなつた。天神講

の新立に就ては織屋仲間と撰糸仲買仲間との關係を少しく述べる必要がある。

西陣高機織屋が公然株仲間を組織したのは延享二年であるが、それより以前早くから織屋組合が成立して居つた。即ちその組合といふのは松、竹、梅、鶴、龜、紗の六組であつて、この内紗組は紗綾を専らとし、他の五組は撰糸類に屬するものであつた。この組合成立の起源は詳かでないが、撰糸仲買仲間が成立した頃には一方織屋組合も成立したやうに思はる。少くとも寶永三年に現存して居たと思はるゝ證據は同年四月の町觸の中に西陣織屋共の召抱の織手糸操奉公人が年季中に拘はらず他へ轉するものがあるが爲に、西陣組頭の年寄共より訴へ出づるものがあるといふことが見えて居る。組頭の年寄共とある以上は既に組合のあつたことは明かである。

而して西陣織業の生産品は大部分撰糸仲買の手

を経て賣捌くのであつて、この以外には店衆或は店方と稱する大呉服店及び地せり衆と稱するものが織屋と直賣買をしたが、これは一小部分であつた。かくの如き關係にあつたから、撰系仲買仲間は永い年月の間に自然織屋に對する處置が專横になりがちとなり。往々取引上に不正の事が行はるゝやうになつた。是に於て享保の末年、紗組以外の松、竹、梅、鶴、龜の五組は大に仲買の處置を憤慨し、爾今仲買仲間の取引を中止して直賣専門とするに決し、五組を解散して新に永組なるものを組織することゝなつたが、仲買仲間は之を聞いて非常に驚きかくては一大事であるといふので、必死の運動をなし、仲間各自の昵懇なる織屋と示談を遂げ、漸く五組を復活せしむることゝなつた。然るに五組の織屋中には飽迄強硬なる反對論者があつて、依然永組を組織して復活には賛同しなかつた。而してこの永組に屬するものは新に仲買仲間を取立

てゝ、之を天神講と稱して自己等の取引先と定めた。因つて從來の撰系仲買仲間は之に對して古組と稱することゝなつた。

この頃に當つて西陣以外、上州の日野、桐生、伊勢崎、武州の秩父等諸方に機業が盛に勃興する氣運に向かつた。これは幕府の殖産奨勵の結果によるところであるは勿論であるが、就中桐生の如きは元文三年西陣の職工によつて紋紗綾の織法を傳へられたが爲に爾來紋紗綾絹の生産に非常の發達を見ることゝなり、京、江戸の商人等の取引も盛大に赴くにつれ、西陣の打撃を受けることは非常なものであつた。是に於て寛保四年<sup>延享元年</sup>三月西陣高機織屋組合の行事等三十一名連署して町奉行所へ訴へ、西陣以外にて紋織差止の事を請願するに至つた。因つて町奉行所にては早速西陣織屋の由緒を調査し、同年十月西陣以外の地にて新規紋織を製産することを停止し、同時に京都へ輸入す

る田舎端物、紗綾、縮緬類の數額を制限して、専ら西陣の織屋保護に努むることゝなつた。この機に乗じて從來の織屋七組は一團として公然株仲間を組織するに如かずといふ議が纏つて、翌延享二年愈々高機織屋仲間公許の事を町奉行所へ出願し、同年七月始めて許可されたのであつた。

この高機織屋仲間が成立した後も、從來の七組は全く解散したわけではなかつた。依然各組は存在して仲買仲間の取引關係は持續された。しかし其後又種々の紛争が起り寶曆九年に至つては松竹梅鶴龜五組中の筆頭のもの六十餘人が撰系仲買仲間古組との關係を斷ちて、別に本字組を組織し新に又今宮講と稱する仲買仲間を取立てゝ之を自己等の取引先と定むることゝなつた。

然るに今宮講の仲買仲間は少數であつたが爲に本字組に於ては、更に永組の筆頭のもの七人を味方に引入れ、永組の取引先なる仲買仲間天神講

とも取引せんことを計畫したのであつた。當時永組に屬する織屋はすべて百十六人、其内七人は本字組に内應せるものであつたが、その他の百〇九人は斷然之に反對し、同時に天神講に於ても仲間規定を楯として永組以外の織屋とは取引せざる旨を主唱した。これが爲に遂に訴訟沙汰になつたが、町奉行所に於ては双方熟談和解せよと命じ、分系、糸屋兩仲間の行事が調停の勞をさることゝなつたけれども、容易に和解に至らず、結局町奉行の命によつて永組本字組共に天神、今宮兩講の仲買を取引先とすることに決定して落着を告げた。即ち撰系仲買仲間は古組たる神樂講の外に天神講、今宮講が成立して三仲間となつたわけである。而して高機織屋仲間も要するに八組となつたわけであるが、本字組を公然仲間に加へたのは寶曆十三年である。『西陣研究』<sup>四五</sup>頁に寶曆十三年に至り本字組を加へて仲間を八組とし、仲間定法を

改正せりとあるが、仲間定法を改正したのは、是より更に四年を経た明和四年七月であつて、從來より一層取締を嚴にした。しかしもとゞ神樂講たる古組の仲買仲間と取引せる織屋五組はその數に於て、永本兩組より多い。従つて五組中の織屋の或者は密に天神今宮兩組の新組仲買仲間にあ賣をなすものなどがあつて種々の弊害は免れなかつた。

## 五 取引機關としての仲買

撰糸仲買仲間は上述の如く神樂講、天神講、今宮講の三組となつたが、取引機關としての仲買には何等の區別があるわけでない。然るに『西陣研究』<sup>四頁</sup>「取引の方法の條に「當時仲買ニ古組、天神講、今宮講ノ三組アリ、天神今宮講ノ中ニハ仲買取引ニ從事セルモノト、店方ト稱スルモノトノ二種アリテ仲買ハ直接ニ織屋ヨリ製品ヲ買取リ、店方ハ一部分ノ織屋ヨリ直接ニ製品ヲ引取ルコトア

レドモ、ソノ主トスル處ハ仲買ヨリ製品ヲ引取ルニアリシガ如シ」とあるのは甚だ了解に苦む點である。之によれば古組たる神樂講は姑く措き、天神、今宮兩講の仲買仲間の中には一般の仲買と稱するものと、店方と稱するものと二種類の區別があつて、一般の仲買は多くの織屋より直接製品を買取る。店方は一部分の織屋より直接製品を買取る相違がある。且つ店方は一部分の直接取引よりは主とする所は仲買より取引したやうであるといふ意味であらう。

しかし既に仲買仲間の一人たる以上は多くの織屋より直接製品の取引を行つても、或は一部分の織屋より直接製品の取引を行つても仲買たる事に於て區別の生ずる理由はない。若し主として仲買より製品の取引を行つたといふならば、最早それは仲買と稱することは出来ぬ。仲買者たる意義を没却して居るものである。店方なるものが果して

斯かる變態のものであつたらうか。

元來西陣機業の生産品は仲買仲間に取引し仲買の手を経て第三者に賣捌くが本則であつた。然るに地せり衆、店方或は店衆など稱する直買者が出るやうになつた。是等は悪く言はば所謂潜り買である。地せりと稱するものは獨り西陣の生産品取引に限つたものでない。他の商賣上にも有つたが、もと／＼少資本の小商人に屬するものであつたから仲買仲間の營業に多大の影響を及ぼす程のものでなかつた。之に反して店方或は店衆と稱するものは京都屈指の大呉服店を指すのであつて、是等の大呉服店が直接に織屋より製品を買取る事は仲買仲間にとつて一大恐威を感せずには居られぬ。しかし最初からは仲買仲間以外の直買が嚴禁されては居なかつたやうであるから、地せりは勿論、店方の直買も如何ともなし得なかつたのである。「撰糸仲買中定書」の中にも、絹屋、糸屋、地

せり衆すべて直買をなすものを聞及べば行事に通告する規定があつて、仲間が互に警戒する程度であつたやうに思ふ。ところが店方直買が其後次第に甚しくなるに及んでは、仲買仲間は非常の打撃を受けて最早黙止するわけに行かなくなつて來た。是に於て寶曆十二年六月仲間中より店方直買の弊害を訴へ、今後店方直買を停止して貰ひたいといふことを仲間の年寄行事に歎願するに至つた。因つて行事等は種々善後策に苦心し熟議の結果翌十三年十一月店方の重なるものを仲買仲間に入加せしむるといふことになつた。これには仲間中に反對者も無いではなかつたが、店方は一面、仲買仲間の大得意先である關係もあり、無闇に之を排斥して感情を害しても面白からぬ點もあつたが爲に、程能く仲間加入の議が纏まつたのである。加之當時撰糸市場には借店の休業者多く其店借賃は仲間負擔の増加であつたから、店方の仲間加入

を幸に加入料として半季銀二十枚宛を出さしむる規約を結んだ。尤も後に天明大火後は商況不振の故を以て店方より出銀の減少を願ひ、爲に寛政元年六月より半季銀拾枚宛とし、次いで享和三年十一月に至り撰糸羽二重の生産減少の爲に更に每半季銀八枚宛に減少を請ひ、次いで又文化九年二月に至り商況不振の口實の下に出銀減少を請ふて半季銀二枚宛を出すことゝなつた。店方が仲間加入料として毎半季出銀して迄も加入するに至つた一面の理由は仲買仲間の増加につれて西陣の生産品は多く仲買人に取引せられ、所謂織溜は自然減少するわけである。従つて店方なるものゝ直買に不便の事多く其他何かにつけて不得策の事も尠くなつた。それ故公然仲間に加入し仲買の一人として直取引することゝなつたのである。

右の如くにして店方の仲買仲間に加入した重なるものは大丸屋、蛭子屋等の大呉服店であつたが、

是等の店方の多くは天神講に加入した。又今宮講に加入するものもあつた。古組たる神樂講には何故かは時加入するものが無かつた。天神講今宮講に店方のあるのは之が爲である。しかし天神講にせよ、今宮講にせよ、既に仲買仲間に加入せる以上は、店方であらうと、何んであらうと、仲買仲間たることに於いて差別のあるべきものではない。たとひ事實は店方の者であつても、天神講なり今宮講に屬する仲買の一人として公然織屋と取引したのである。所謂店方或は店衆と稱する潜り買と同一でないことに注意せねばならぬ。随つて仲買に二種ありと見るのは見當違の甚しいものであらうと思ふ。

尤も是時店方の悉くが仲買仲間に加入したかといふに、それは勿論悉くでなかつた。又その後新に店方の増加したのもあつて、所謂店方とか、地せりとかいふものゝ直買は到底根絶さるべきもの

でなかつた。この後に於ても種々なる弊害を生じたから、安永九年三月に至り初めて町觸を出して仲買以外の直買を禁じたことがある。この時の町觸の主旨は撰糸羽二重は往古より仲買仲間があつて、寶永二年迄は猪熊町で賣買して居たが、同年

場所替を公儀に願出で、西龜屋町中宮町にて賣買することとなり、すべて仲買共より諸方へ賣捌いて來たところが近來仲買以外の者が織元より直買をなし仲買同様に諸方へ賣捌く由であるが甚だ不埒である。撰糸羽二重は當地以外にては織出さず殊に御召御用第一の品であるから賣買を猥にし、萬一買占などを成すものがあつて製品の拂底を來すこと等があつては御用の差支となる。それ故往古よりの慣習通り織屋は仲買以外に直賣をすることを禁ずる、仕入屋、地世利共は仲買同様に諸方へ猥に賣渡さず、必ず仲買仲間に賣渡し、仲買仲間より諸方へ賣捌くべきである。諸方の吳服所を

始め店々其他の者もこの主旨を心得て仲買以外より直買せざるやうにせよといふのであつた。之と全く同主旨の町觸は更に文化五年九月、天保三年十一月に繰返し出たが、其弊は容易に止まなかつたのである。

尙茲處に一言して置きたいのは『西陣研究』前同條にその後仲買及び店方なるものは如何なる變遷を遂げたるかは明かでないけれども「現時所謂上仲買下仲買ノ區別モ、コノ仲買ト店方トノ區別ニ胚胎シ所謂古組及び天神講、今宮講仲買ハ上仲買トナリ天神講、今宮講店方ハ下仲買トナルニ至リタルモノナラン」とあるが、果して然るや否やの點である。若し此說に従へば、天神講に加入せる大丸屋の如きは現時下仲買に屬するわけである。これは首肯し難い解釋でなからうか。有體に言へば、吾人は未だ現時の上仲買下仲買の區別が如何なるものであるか深く研究したことがない。

去りながら舊仲買仲間の店方なるものが下仲買となつたものでないといふ事だけは斷言するに憚らぬ。尤も『西陣研究』の著者も店方なるものが下仲買となつたと斷言せられた譯ではない。而已ならず同書<sup>七頁</sup>仲買制度の條には、仲買に上仲買下仲買の二種の名稱を生じたるは兩者の意義に差異あるを示すものならんも、其由來に至つては上仲買が主として西陣及中京附近に店舗を構ふるに反し、下仲買が多く下京殊に市の南邊にありて營業せるが爲にして畢竟店舗存在の位置より出でたるに外ならずといふ意味に記されて居る。著者は一體何れを是とせらるゝのであらうか、吾人は大に迷はざるを得ない。

#### 六 仲買取引に關する高機織屋

##### 仲間の紛争

高機織屋仲間七組は寶曆十三年本字組を公然仲間に加へて八組となし、明和四年仲間定法を改正

して一層取締の嚴重を期したるに拘はらず、その實取引上に關し種々の弊害が伴つたことは前に一言して置いたが、其後も組合の規定を無視して拔賣するもの多く兎角仲間の紛争を免れなかつた。それ故若し鶴龜松竹梅五組の者が、己れの取引仲買たる古組神樂講以外に天神講、今宮講の仲買と取引せんと欲せば永組或は本字組の内いづれかへ加入して組渡りを行ふ。又永組本字組の者が古組神樂講仲買と取引せんと欲せば、五組中の何づれへか加入して組渡りを行ふ。この組渡り加入をなすには若干の祝儀を出すことゝした。ところが之も規定通り甘く行はれなかつた。中には組渡り加入の祝儀迄出して取引するのは餘計の費であるなどといふ者もあつて、この際從來の取引關係を改正し、八組の織屋仲間は何づれの仲買とも自由に賣買し得るやうにするに加かずといふ議も起つたが、是亦反對者があつて實現は困難であつた。

斯くの如くにして高機織屋は仲間としての統一

を缺き、取引上の内紛は益甚しきを極むることゝなつた結果、明和六年十一月に至り、織屋仲間の内、住吉屋傳右衛門、松木屋安右衛門、近江屋仁兵衛、菱屋吉兵衛、龜屋三右衛門の五人は町奉行所へ訴出で、從來織屋仲間の行事は多人數の爲に兎角異論が百出して何事も相談が纏らぬ、それ故今後は行事を一組より二人宛選ぶことゝし、都合八組十六人を半季交替（一組二人の内一人は後半季迄繼續し順次交替す）とすれば萬事好都合に運ぶことゝ思ふ、又取引に關しては八組の織屋仲間一統自由に古組及び天神講、今宮講の三仲買と賣買することを得ば冥加至極である、殊に織屋仲間の取引法は二行となり仲買以外にも直賣するが故に定法も立たず自然賣崩れとなる、是れ織屋の痛患を來すのみならず仲買の爲にも宜しくない、この上は織屋仲間は堅く申合せて仲買以外の者と取引せざることゝし、又仲買以外の者はそれゝ仲買仲間に加ふることゝし、仲買仲間に加へても織屋仲間以外の織屋と取引せざることゝなれば相互の幸である旨を陳べた。（此頃になると西機にては高機に紛らはしきものを織出すものが出來て是等の織屋と取引するものもあつた。）

是に於て、町奉行所にては高機織屋仲間八組の行事を召出して訴人の願意に對する意見を徴することゝした。この時鶴龜松竹梅五組の行事各々十人連署して反對の意見を述べ、八組一統自由に何れの仲買とも取引することは可なるが如くなれども實は然らず、其理由は仲買仲間の中には五組の取引先たる古組は仲買專業のものゝみであるが、他の天神講、今宮講には仲買專業のものと、店方にして仲買に加ふせるものとある、この店方仲買は各自諸國の出店より詔注文を受け、其注文によりて織物製品を買得し、之を出店に直賣する爲に

製品の元値段も白から知れ、往々賣崩をなす故に仲買專業のものが打撃を受けることゝなる、又織屋一統もその影響によつて困難を來す恐がある、されば今後は仲買專業のものゝみと取引する織屋と、店方のみと取引する織屋と二行に區別せられたい、斯くの如くなれば賣崩の弊もなく、又店方に元値段の知れる心配もなく、取引上の圓滿を期することが出來ようと思ふと答申した。

之に反して永組本字組行事等は連署して、八組の織屋一統自由に何れの仲買とも取引することは異議なしとし、仲間行事を十六人に減することは賛することが出來ぬ旨を答申した。是事に當つて天神講今宮講に屬する店方仲買は五組織屋の答申せる内容を傳聞し、若し仲買賣、店方賣二行に區別せらるゝことあらば營業上の支障少からずとし、内々談合を重ね、既に仲買仲間加入の上は店方なりとて何等異なる理由なしとし、八組一統と

仲買との自由取引法を賛し、町奉行所に向つて内願願る努めたのであつた。是等の結果として翌明和七年二月町奉行より織屋仲間一同を諭示し、織屋が店方賣、仲買賣二行に區別するは取引手狹にて末々圓滿に納まるまじ、故に八組仲間一統申合せ、又仲買は古組並天神講今宮講の新組と申合せこの上織屋は絹壹本にても多く賣渡し、仲間は壹本も多く買取るやうにし、年々手廣に取引する方法あらば申出でよと達した。ところが鶴龜松竹梅五組の織屋は飽迄も自由取引法に反對したが爲に訴人を始め、八組織屋仲間及び仲買仲間との對談も遂に議熟すに至らず、結局舊來の規定通りに従ふといふことに了つたのであつた。

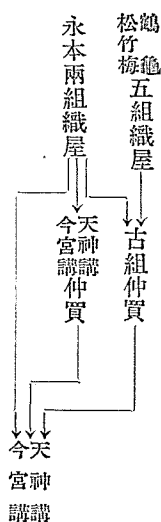
然るに『西陣研究』<sup>一二</sup>の仲買の優勢となれる事を論じたる條に、西陣機業家は徳川幕府の保護政策によつて技術的獨占の地位を確保したると、固定資本を要すること多くして容易に擴張し得ざ

るが爲に勢姑息偷安に流れたとし、之に反して、

「仲買ハソノ取扱フ所ノ織物ガ高價品ナルガ爲メ比較的ニ多クノ資力ヲ有シタル者ガ之ニ從事シタルニ加ヘテ商事ノ趨勢ニ明ルク、且多ク資本ヲ固定スルコトナク直チニ回收利殖シ得タルヨリシテ資力ノ上ニ於テ大ナル相違ヲ生ジ資金融通ノコトヨリシテ次第ニ機業ト密接ノ關係ヲ結ビ、ソノ實力ヲ掌握シタルモノ、如ク、明和七年幕府ガ織屋ト仲買トノ取引方法ヲ改正セントスルニ至リテ、

仲買ノ機業家ニ對スル地位及關係ノ漸ク變ゼントスルコトヲ示スニ至レリ、今徳川幕府ノ發シタル諭達ト之ニ對スル松竹梅鶴龜ノ五組織屋ノ答申書ヲ見ルニ曰ク」として、その諭達及び答申書の全文を引用し、更にこの諭達及び答申書に本づきて當時の仲買織屋間の取引系統を想像するにと記し「鶴龜松竹梅五組織屋ハ古組仲買ノミニ、ソノ製品ヲ賣渡シ、永本兩組織屋ハ古組仲買及び天神講

今宮講仲買ニ、ソノ製品ヲ賣渡シタルノミナラズ、天神今宮兩講店方ニ賣捌キタルモノ、如ク、古組天神講今宮講ノ三仲買ハ何レモ織屋ヨリ買取リタル製品ヲ天神今宮兩講ノ店方ニ賣渡シタルモノ、如シ」と言ひ、之を左の如く圖示せられて居る。



尙はこれのみに止まらず、進んで局外者の地位より諭達の利害を批判し、又答申書の内容を説明し殊に五組織屋の答申書なるものは古組仲買が資金融通の好地位よりして五組織屋を説服したる結局なるを見れば兩者の勢力關係は自から明かならんと縷々論辯を費されて居るが、徹頭徹尾著者の誤解に出で、少しも肯綮に中つて居ないのは惜むべきことである。

先づ第一に考ふべき事は何が故に幕府が織屋と仲買との取引方法を改正せんとしたるか、幕府が突然かゝる取引上の關係を改正せんとする理由はなない。『西陣研究』の著者は恐らく『西陣織物沿革提要』に「後櫻町天皇明和七年に至り徳川家治公の代に當り織屋仲買の間に係り雙方手廣に商賣致候方法可申出旨左之通御沙汰あり」として論達文が掲げてあるのによりて論せられたのであらうと思ふがこの論達の發せられたのは前述の如く、織屋仲間紛争の結果、町奉行所へ訴へ出たが爲に町奉行所にては織屋仲間の紛争を和解せしむる趣意に於て論達した迄である。幕府が何を好んで織屋と仲買との取引方法を改正する必要があらうか。殊にこの論達によつて仲買の機業家に對する地位及び關係の漸く變せんことを示すに至れりとは何の論據があつていはるのであるか、吾人の解し難いことである。

又右の論達文及び五組織屋の答申書に本づきて當時の仲買織屋間の取引系統を想像するにと記して説明してある點も遺憾ながら全然誤解である。五組織屋は最初から古組即ち神樂講仲買仲間との取引に限られ居る。その後永組織屋は別に天神講と稱する仲買仲間を定めて之と取引した。又その後本字組織屋は別に今宮講と稱する仲買仲間を定めて之と取引した。然るに寶曆年中永本兩組の紛争が起つて町奉行所へ訴へ出た爲に、町奉行所にては双方を和解せしむるに努め、永本兩組共に天神、今宮兩講に取引することゝなつたのは前項に述べた通である、未だ曾つて永本兩組が古組仲買と取引した事はない。折角圖示迄せられて居るけれども徒勞と申すの外はない。

又その註に「七組ノ外ニ紗組織屋アリタル筈ナレドモ論達文中ニモ答申書中ニモ、ソノ名ノ見ヘザルハ或ハ一時中絶シタルモノナル可キカ、或ハ

又他ノ事情ノ存スルニ由ルヤ明カナラズ」とあるが、紗組は高機八組仲間の中ではあるが紗綾を専らとし撰糸類と關係を異にせるが爲に、この紛争の答申書には連署しなかつたのである。一時中絶したのでも何でも無い。この當時も立派に存在して居つた。

又五組織屋の答申書のみを見て其内容を批判したり、更に想像を逞ふしてこの答申書なるものは古組仲買が資本融通の好地位よりして五組織屋を説服したる結果なりと斷じてある點も當つて居らぬ。兎に角前述の如き織屋仲間紛争の原因經過を知らずして、單に町奉行所の論達及び五組織屋のみの答申書を以て巧みに論述せられた所でそれは片手落であつて、その所論の正鵠を得ざることも已むを得ない。

## 七 織屋と仲買との取引方法

西陣織屋仲間と仲買との取引方法は『西陣研究』

取引方法の變遷の條<sup>一六</sup>に詳細に論じてあるが其大意を言へば、徳川時代に於ての取引方法は如何なりしやといふに、素より其精細は知るに由なけれども、古記録古文書等に依つて之を推察するに、高機八組織屋仲間に於て二季集會を催したるは明かである。明和四年七月の仲間定法にも「二季寄合ノ義ハ例年八組一統申合糸直段高下割合ヲ以テ行事共絹相場相極メ總組中へ披露可仕事、又不寄何事評議可仕義有之候得ハ行事共相談ノ上臨時ノ寄合仕總中へ披露可仕事」とあつて、二季の集會には絹相場を定めた事が知れる。而して單に糸直段の高下によつて絹直段を定め得た所以は百事純撲なる當時にあつては原料の外、絹直段に甚しき影響を與ふる原因なかりしに依るところたるは勿論であるが、然らばかく定められたる絹直段はその時以後の製品につきて効力を有するものなるか、或は又半季分の製品に對して其直段を定め

たるものなるか。是等については何等明言する所がないから、従つてこの取引は直値取引による二季勘定であるか、或は又値入取引による二季勘定であるか甚だ明白でない。思ふに白糸割符が盛に行はれて織物の原料が専ら之によつた時代は兎に角、和糸が産出せられて之を使用するやうになつてからは、生糸は時々需要に應じて製織に必要だけ少量づゝ買入れたものであらう。織屋が半季間の製織に堪ふるだけの生糸を豫め買入れて置く程の資力があつたとは想像することが出来ぬから半季前に豫め糸直段によつて製品の價額を決定するが如きことは到底行はるべくもない。二季の終りに及んで前半季分糸直段を標準として絹相場を定めたものと見做さなければならぬといふにある。

この織屋仲間の二季集會に於て絹直段を定めることを仲買仲間と取引上の關係に出づるものと速

了せられたのは根本的に誤つて居る。若し果して然りとせば仲買仲間が半季間に取引せる生産品は其半季の終に於て織屋仲間の決定せる絹直段に依つて請拂の精算をなし、一定の價額にて取引せらるゝのであるから、仲買等は同一製品に對しては何人も同様の結果を得ることになつて、其間毫も取引上の巧拙は無いことになる。所謂商賣上の妙は全く無視せらるゝことゝなる。斯くの如きは實際に於て有り得べき事であらうか、如何に百事純撲の時代であつたからとて吾人は之を首肯することとは出来ぬ。仲買仲間に於ても絹相場の高下を見計らひ且つ買方の句を違へないやうにするのは商の要諦とせられて居つた。假令ば撰糸類の相場の高騰するは大概正月、二月、八月、九月の四箇月であつた。其理由は仲買仲間の中には資金の十分手廻り兼ねるものも澤山あつて、是等は製品を必要間際に迫つて急に仕入るゝが故に、自然絹相場に

變動を來すことになる。即ち買方の句といふのはこの點に注意して、春注文の品は冬買をして置く、秋仕入の品は夏買をして置く、絹の織溜もあり、成るべく廉價の時期を見計つて仕入をなすのである。この一事によつて考へても、仲買仲間が半季の終に於て織屋仲間の決定せる絹直段によつて取引上の精算をしたものと思惟することは出來ぬ。

尤も『西陣研究』の著者が前條の解釋に付きて非常に苦悶せられた跡はあり／＼と見えて居る所であつて、同條の續九頁には又左の如く論じてある。

然レドモ仲間定法ニ於ケル規定ヲ文字上ノミヨリ見テ織屋仲間行事ガ一一織物ノ價值ヲ決定シ、仲買ガ之レニ盲從シタルモノトナスハ聊カ奇異ノ感ナキ能ハズ、蓋ソノ製品ガ如何ニ單純ナルモノニモセヨ、又經營ノ規模小ニ生産力モ大ナラズ、從テ半季間ノ製造高モ多カラズト假定スルモ、仲間行事ガ各織屋ノ製品ニツキテ一一之レガ價額ヲ決定スルガ如キハ事實不可能

ノ事ナル可ク畢竟右ノ規定ハ二季ノ寄合ニ於テ糸直段ノ高下ヲ標準トシテ大體ノ相場ヲ定メタルモノト見ルノ外ナキ也、例ヘバ絹代價從前ノ通りトカ若クハ糸高直ノ爲メ絹代一割直上ゲノコトトイフガ如キ類是レ也次ニ考フベキコトハ織屋ハソノ始メ製品ノ授受ヲナス際、豫メ大體ノ價額ヲ仲買ニ通告シ、仲買ハ之ニ基キテ需給ノ適合ヲ計リタルモノト認メザルヲ得ザルコト是レ也、蓋シ上述ノ如ク絹代價ハ半季ノ後ニ確定セラルルモノナルガ故ニ、製品授受ノ際、何等ノ價額ヲモ通告セザルモノトセバ仲買ハ價額ノ決定スルマデ、即チ半季間ハソノ製品ヲ賣捌クヲ得ズシテ徒ラニ之ヲ自己ノ庫中ニ死藏スルノ結果トナル可ク、如何ニ單純ナル時代ト雖カクノ如キコトハ想像シ得ザレバ也。

右の論旨によれば、織屋仲間が半季間に取引せる製品に付き集會の席上にて一々之が價格を決定するが如きは事實不可能なるが故に、畢竟大體の相場を定め、絹代從前の通りとか、或は一割値上げとかいふ類に過ぎなかつたといふのである。こ

の絹代従前の通りとは無論前半季決定の絹相場を指すものと見做すべきであらう。斯の如き曖昧なる取引方法に於て仲買商が營業せられ得たものであらうか。而して織屋は製品授受の際豫め大體の價格を仲買に通告し、仲買は之に基きて需給の適合を計つたものと認めざるを得ぬとあるが、この豫告價格なるものが何んに役立つかと反問してみたくなる。若し豫告價格以下に市價の低落したる時は如何、この場合仲買は來るべき半季末の織屋仲間の決定相場は無論豫想することも出來ず、自然取引したる製品を己れの庫中に死藏するより外なかつたであらう。又之に反して豫告價格以上に製品を賣捌き其利益を得た積でも、若し半季末に至り織屋仲間の決定相場がそれ以上に高騰したる時は如何、仲買は折角商利を得たと思つたものも却つて損失せねばならぬ結果となるではないか。尙ほ同書同條の續〇頁一二に左の如く論じてある。

之ヲ要スルニ織屋ハ時々ノ必要ニ應ジテ和糸ヲ買入レ之レニ加工シテ織物ヲ成シ之ヲ仲買ニ引渡スニ當リテ大體ノ價値ヲ通知スベク、糸價昂騰シテ生産費ノ増加シタル際ニハ勿論之ニ應ズベキ價額ヲ通告シ、仲買ハコノ豫告價額ヲ基トシテ製品ノ賣捌ニ從ヒ、二季ノ終リニ於テ個々ノ製品ニ付キ改メテソノ價額ヲ協定スルモノニシテ織屋ハ此際寄合ヲナシ相場ヲ定メ、各自同一ノ態度ヲ以テ仲買ニ臨ミ、有利ニ價額ヲ協定セント欲スル也、勿論製品ノ價格ハ需給狀態ノ良否ニヨリテ變動スルハ免レザル所ナルガ故ニ、市況不良ノ際ニアリテハ、仲買ハ如何ニ努力スルモ豫告價額ニテハ賣捌キ得ザルコトアルベク二季ノ後ニ、相場通りノ價額協定ヲナシ得ザリシコトモ少カラザリシナラン。

曩には織屋仲間が各織屋の製品につき一々之れが價格を決定するが如き事實不可能のことなりとし茲處には二季の終りに於て個々の製品に付き改めてその價格を協定するとあるが、何れを信據とすべきであらうか。又市況不良の際にありては仲買

は如何に努力するも豫告價格にて賣捌き得ざるこ  
とあり、二季の後に相場通りの價格協定をなし得  
ざりしことも少からざりしならんところあるが、價格  
協定が出来なければ取引破約に了つたのであらう。

然るにその註には「糸價高直トナルモ直ニ絹直段  
ハ騰貴スルモノニ非ズ、從テ高キ原料ヲ用フルモ  
絹織物ニ對スル需要増加セザルガ爲メ、仲買ハ之  
レヲ織屋ノ希望通りニ高價ニ賣捌クコト難ク、之  
ヲ賣捌カズシテ保管スルコトハ織屋ノ最モ苦痛ト  
スル所ナルガ故ニ、稍々低價ニテモ仲買ヲシテ販  
賣セシメ、從テ値入ノ場合ニハ仲間行事ノ相場ヲ  
標準トシテ仲買ニ臨ムトスルモ、事實上豫期通り  
ノ價額協定ヲナスコトヲ得ズシテ、糸高直ナル際  
ハ、勢絹直段引合ハザルニ至ルモノナリ」とあつ  
て、文意曖昧で捕捉し難い。この註文を推すれば  
織屋は製品を保管することは苦痛とする所である  
から、低價にても仲買の言ふ儘に取引し、事實上

二季の決定相場通りに參らなかつたといふのであ  
らう。果して然らば西陣に於ける生産品取引の實  
權は全く仲買仲間の掌握するところであつて、織  
屋仲間が二季の集會に於て絹相場を定むることも  
無意義となるではなからうか。

#### 八 絹相場立と絲相場

然らば織屋仲間が二季の集會に於て絹相場を定  
めたのは何の爲めであつたかといふに、織物の原  
料たる絲の値段を定むる必要上、豫じめ絹相場立  
を行ふことが織屋仲間二季集會上に於ける一の恒  
例となつて居たのである。即ち織屋仲間はこの集  
會上に於て定めたる絹相場を標準として糸仲買と  
の間に絲値段を協定し、この協定相場に基いて絲  
問屋は絲荷主と取引する慣例であつた。絲荷主に  
於ては其年の絲の出来不出来によつて多少相場の  
變動は免れなかつたが、大體に於て先づこの協定  
相場に従つて賣拂ふを常とした。之を京都相場と

稱した。

この織屋仲間と糸仲買仲間との間に糸値段を協定するに至つた由來に就ては何等的確の資料を有しないが、惟ふに絲問屋が勝手に糸の相場立をなす日には、織物値段に大變動を來して機業に影響することの多大なるが爲に、之を防止する意味から起つたものであらう。絲問屋に於ては、糸仲買と織屋との密接なる關係に於て見るも、又取引上の圓滿を期する上に於ても、大體この協定相場を遵奉したのであつた。而し長い年月の間にはこの慣習も自然破れ易く、どこ迄この協定相場が遵奉せられたかといふことは疑問である。寛延三年九月京都寺町通り二條上ル西側龍屋市郎兵衛が糸絹改所を設立せんことを出願したる書中に、西陣織物の原料たる糸の値段は其年の絹織物の値段に準じ、西陣織屋と糸仲買の間に於て相場を立て、絲問屋はこの相場に據つて荷主より糸を買取る。荷

主に於ても其年の糸の出來不出來によつて少異はあるが、先づこの京都相場次第に賣拂ふを常とした。然るに近年は絲問屋が荷主と馴合つて、問屋より相場立をなし、高直に賣買する爲に糸直段は益々高騰する。織屋は製品の直段引合はざる爲に自然機數を減することゝなり。織屋は勿論、糸仲買も困窮を來す状態である。殊に一昨年より昨年に至つては絹織物とした製品の値段よりも糸目直段の方が高値なる現象を呈して居る。斯くの如き次第で絲問屋等は織屋と糸仲買との協定相場を以て絲賣買を肯んせず、新荷一番着、二番着、三番着も彼等の適宜なる値段を以て賣れざる時は買溜をなし、賣同様に賣買する爲に糸は拂底を來すことゝなる。又荷主は京都の問屋に託しても早く賣捌けざる爲に、各自國々に於て織物に成し種々新案の製品を京、江戸等へ賣出して西陣機業の障害を増加するのみである。仍つて今後は絲問屋へ

日々各地より差登す荷物の員數と、絲間屋より西陣絲仲買等に賣渡す員數を改め、闇荷<sup>ア</sup>賣等を行はざるやうに吟味し、時々相場を以て賣捌ふこととせば自然絲直段も下落し、西陣機業の困難を救済することとなる。故に若しこの願意を許可せらるれば、賣上代銀百匁に付五分宛間屋より徴集し、その内より年々冥加として銀二拾貫目を上納し、殘銀は絲改の雜費に充つる旨を陳べて居る。

是に於て町奉行所にては絲間屋を召喚し、龍屋市郎兵衛が改所設立の願意を説明し、之に對する答申書を差出さしむることとした。右に對する絲間屋總中の答申書の趣旨は絲は各地の出來不出來によつて相場を立て、これを荷主が調へて京都へ差登す。京都に於ては絲仲買共が西陣織物引當を以て相場立をなす故に、この相場によつて絲を賣拂ふのである。しかし荷主相場と京都相場と格段の相違ある場合は國方の荷主へ照會して其返答の如

何によつて取引をなす。決して間屋に於て勝手に相場立をしたり、<sup>ア</sup>賣同様の事をなすものでない。元來龍屋は仲間の内吉野屋次左衛門方に奉公し暇を遣したものである。彼が今度改所設置を願出して絲賣上代銀百匁に付五分の口錢を取るといふことは仲間中の賣上代銀に積れば實に莫大の額であつて、間屋營業に支障を生ずること尠からずといつて反對を唱へた。これが爲に町奉行所に於ては種々詮議の結果、翌十月五日改めて絲間屋仲間の行事を召出し、龍屋の願書は却下せる旨を告げて、この問題の落着を見たことがある。事のは非は姑く論外として、絲仲買仲間が西陣織物値段を標準として絲の相場立を行つたことは龍屋の願書によつても、又絲間屋の答申書によつても明白に證明せらるゝ事柄である。

假りに『西陣研究』の著者の所論の如く、高機八組織屋仲間の二季集會上に於ける絹相場立を以

て、撰糸仲買仲間との取引關係に出づるものとす  
るならば、撰糸仲買仲間の定目中にも何等か之に  
關する規定のあるべき筈である。然るに撰糸仲買  
仲間の定目には之に關する何等の規定をも見ざる  
のみならず。實に左の如き條項がある。

絹代請拂之砌、糸目又者直段違等にて及論談候者不宜  
事候間、向後賣買之節直に通帳に記置、受拂之節申分  
無之様可致候且得意先之儀茂可爲同前候（安永八年改  
正、撰糸仲買仲間定目）

この意味は説明する迄もなく、絹代銀請拂の際、  
糸目又は直段違があつて彼是紛争を生ずるは宜し  
くないから、今後は製品の賣買授受の際に直に帳  
面に明記し置き代銀請拂には申分のないやうにせ  
よといふのである。又前に(三)仲買仲間諸規定の  
條に述べた如く撰糸仲買仲間二季の大集會に於て  
金銀買相場立を行ひ、大集會後、仲間中へ廻文を  
出し金違の分は差引して來る何日迄に請拂をせ

よ、尤も半銀残り等のものも此決定相場によつて  
清算せよと通告したのを見ても二季の終に於て、  
織屋仲間の決定せる絹相場を俟つて始めて取引上  
の清算を行つたものとは認むることは出來ぬ。

その外、右の仲買仲間月番行事の要務として日  
々金銀の相場觸を仲間中に行つたことは、即ち日  
々の取引上に便する爲であつて、仲間定目の中にも  
「毎日店々に而金銀請拂、行事より申渡候通不  
同相違無之様に可被成候」とある。織屋と仲買と  
の取引は必ずしも値入二季勘定に限られたもので  
ない。現金取引もあれば、直値取引の晦日拂、節  
句拂、二季勘定も行はれたのである。『西陣研究』  
の著者が織屋と仲買の取引は殆んど値入取引なり  
と速斷し、最初より仲買の優勢なることを念頭に  
置いてすべてを説明せんとせられた態度の歴然た  
るは誠に遺憾である。

#### 九 織屋仲間の仲買方取引定

高機織屋仲間は文政五年正月仲買方取引の定法を立てて從來の定法を一層堅くすることゝなつた。その定法は左の如し。

### 仲買方取引定

一絹代銀壹割引正味

一金相場ハ糸屋町觸金通兩際仕切同斷

一日相者五日九月、二十日半月、其餘ハ日廻し

但七月半月、春季壹歩半、秋季貳歩

一端銀は五分仕掛

一錦金入毛織類 但一丈に付三寸入  
其餘は付出し

一絹疵尺違翌朝戻し

一伏せ機絹直段三段落二ヶ月つゝ、但朔日落

但閏月有之年は銘々應對の事 但前後の月に  
應ずる事有也

### 押箔金糸屋仲々間應對通

一押箔之類何にても、壹尺四寸五分より

一金糸廻り貳尺三寸にして貳百廻り定壹束

一金糸廻り四尺にして百廻り定壹束

註『西陣織物沿革提要』ニハ右ノ定ノ第三項「日相者」トア

ルチ「同相者」トシテ御丁寧ニ振假名迄附シテアル。同相テハ何ノ意味カ判然セヌ。該著者ハ日相ノ事ヲ承知シナカツタノデアラウ。然ルニ又『西陣研究』ノ著者モ二〇八頁ニ「文政五年ノ仲買方取引定ニモ同相場五日九月、二十日半月、其餘ハ日廻シ」云々ノ規定アリトシ、同相場ト解セラレタノハ第二項ノ「金銀相場ハ」トアルヲ受ケタモノト速了セラレタノデアラウ。何レニシテモ不思議デアアル。日相ハ日合トモ書キ日歩ノ事デアアルノハ説明スル迄モナイ。

偕、右の仲買方取引定に就いて『西陣研究』頁以下に、今此等の規定により當時の取引振を想見するにとし、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)の入項に分ちて其要領を述べ、大凡上述の如きものなりと論せられて居る、其の(イ)は左の如きものである。

(イ) 一般取引ハ二季値入ノ方法ニヨリ、ソノ始メハ前述ノ如ク主トシテ織屋ヨリ協定ヲナシタルガ如キモ、資力關係上、仲買ハ優勢ノ地歩ヲ占ムルニ至レリ、然レドモ此場合ニ於テモ、主トシテ圓滑ナル關係ヲ保チ現時ノ如キ妄リニ減價ヲ強ヒ織屋ノ弱キニ乗ジテ利益

ヲ彈斷スルガ如キコトナカリシハ伏機契約ニヨリテ、  
ソノ一斑ヲ窺フコトヲ得。

右の取引定中の何處から斯かる結論が生れたのであらう。畢竟著者の織屋と仲買の取引は二季値入との速斷が先入主となつて都べてを説明せんとして居らるゝのは、吾人の前に指摘した如く、根本的錯誤と謂はざるを得ぬ。

次に(ロ)の絹代銀壹割引正味に就いては別に論ずる程の事はないが、古くは三步引、五歩引、七歩引等種々の歩引が行はれた。(ハ)は金相場は糸屋町觸金通、兩際仕切同斷とあるは何れの定にも存する條項なりとし「二季値入ノ際ノ仕切金ニツキテモ、ソノ時ノ相場ヲ以テ支拂ヲナスコトヲ明ニシタルモノ也」とあるが、茲處にも又二季値入と獨斷されて居る。この條項に左様の意義は少しも無いと思ふ。加之兩際仕切金と一つに解せられたのも如何であらう。仕切といふ語は兩際にも無論

用ふるが、普通には兩際といへば兩際の仕切の事をいひ、單に仕切といへば晦日仕切、節句仕切等の事を指して稱へ居たやうである。茲處にも兩際、仕切同斷と二行に分けて記したるは兩際の七月、十二月の仕切も晦日節句拂等の仕切も同斷といふ意味であらうと思ふ。

次に又(ニ)は「資金融通ニ對スル利子ハ大低上半季ハ壹分半、下半季ハ貳分ニシテ、六日ヨリ日廻シトスル場合ト、五日九月、二十日半月、其餘ハ日廻シトスル場合トアリ」として日相の説明をされて居るが、資金融通に對する利子との獨斷には驚かざるを得ぬ。この條項の何處に資金融通に對する利子といふことがあるか、著者は資金融通といふことに執着して居らるゝから、五日九月、二十日半月の解釋も五日迄の内渡金に就いては全月分の利子を請求するも、六日より後は日割勘定によることをいひ云々である。内渡金の利子請求

といふ文字も當つて居らぬ。織屋仲間は被資金融通者である。資金を融通するものは織物の仲買仲間でないか、資金を融通せらるゝものが其内渡金に對する利子を請求すると言ひ得るであらうか。

尙ほ一の疑問は織屋仲間は被資金融通者でありながら自から其資金利子の利率、期日の規定をなすことは聊か不合理でなからうか、若し果して資金融通に對する利拂の規定であれば少くとも資金融通者である仲買仲間に於ても何等かの取引規定が存すべきである。然るに撰糸仲買仲間に於ても、其他の仲買仲間に於ても織屋の資金融通に對する利子規定としては何等の定書がないのは何故であらう。

一體『西陣研究』の著者は織屋の仲買方取引定を織物の仲買仲間に對する規定とのみ思惟せられて居るのが既に根本的誤謬に陥つて居る。「金相場は糸屋町觸金通」とある糸屋町といふ文字は何故

注意せられなかつたのであらう。織物製品の仲買取引に關するものゝみの規定なれば糸屋町觸金通と指示する必要はなからう。吾人はこの織屋の仲買方取引定なるものは織物製品の仲買のみを指していふたのではないと思ふ。織物の原料たる絲の仲買方も關係して居る。寧ろこの方が主であつたかも知れぬ。金相場糸屋町觸金通といふのは即ち糸屋町の分糸和糸仲買仲間の觸相場に従つて糸の取引勘定をする、日相も其糸代價に對する日合規定であるとするのが穩當である。勿論當時織物製品取引の仲買仲間に於ても日相の利率等は之と同様であつたらう、双方に係るものとしても差支はないやうであるが、それにしても織屋の資金融通の日合とか、内渡金の日合とかに限つて論すべきものではない。

右の織屋の仲買方取引定の前條にも五箇條程の定があるが、其中に「糸之儀は諸糸とも糸屋兩仲

間にて買取可申事」「屑系は糸屋町二番會所へ賣渡可申事」といふのがあり、又取引方定の中にも押箔金糸屋仲々間應對通とあつて、絲關係の條項の多いのを見ても、單に織物製品の仲買方のみに關するものでないことは一見明白である。この點は注意せられなかつたが爲に、すべての解釋が餘に想像に過ぎて其處に無理があるやうに思ふ。尙ほ(ホ)の端銀五分仕掛の解釋も吾人は首肯すること

が出来ぬが。此等を詳しく辨明する日には撰糸仲買仲間並に兩糸仲買仲間の取引の沿革にも遡つて論及せねばならぬ、從つて長文に渉る處もあるから以下は姑く省略に従つて、更に他日を期することとする。只吳々も吾人は『西陲研究』の著者とは解釋の出發點から大に相違する所があることを一言して茲處に筆を擱くものである。

## ソフィストと其の時代(下)

文學士 原 隨 園

### 五 自然狀態と正義——歴史哲學的立場より

ヘロドトスを始め、當時少し降つて四世紀の地

誌家は未開民族に就いて極めて興味ある記述を試みて居る。そして是等未開民族を社會的平等や、經濟的正義の實行されたるものとして賞揚して居